

動物用高度管理医療機器等販売貸与業又は動物用管理医療機器販売貸与業の営業管理者の資格について

動物用医薬品等取締規則第119条	医療機器の販売又は貸与に関する業務に三年以上従事した者	
動物用医薬品等取締規則第119条第2項の規定により農林水産大臣が認めた者	第1種医療機器製造販売業の総括製造販売責任者の資格を有する者（管理医療機器等販売貸与業の営業管理者の場合は、第2種医療機器製造販売業の総括製造販売責任者の資格だが右記載要件と同様）	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門過程終了者 ・旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門過程終了後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者 ・医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に5年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者
	医療機器製造業の責任技術者の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門課程修了者 ・旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学の専門課程修了後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者 ・医療機器の製造に関する業務に5年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者
	医療機器修理業の責任技術者の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者
	人用の高度管理医療機器等の販売貸与業の営業管理者の資格を有する者（管理医療機器等販売貸与業の営業管理者の場合は、人用の管理医用機器の販売貸与業の営業管理者の資格だが右記載要件と同様）	<ul style="list-style-type: none"> ・高度管理医療機器等の販売等に関する業務（指定視力補正用レンズのみの販売等を行う業務を除く。）に3年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者